

国官技第295号
平成18年3月31日

各地方整備局企画部長 あて
北海道開発局事業振興部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

工事書類の簡素化の試行について

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、請負業者に対し提出を求めていた工事書類について、提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を行い、発注者の監督・検査及び請負業者の業務の合理化を図るため、工事書類の簡素化の試行を実施することとした。

つきましては、別紙「工事書類の簡素化試行要領（案）」に基づき工事書類の簡素化の試行を実施されたい。

工事書類の簡素化試行要領（案）

第1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、請負業者に対し提出を求めていた工事書類について、提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び請負業者の業務の合理化を図ることを目的とする。

第2 実施内容

1. 提出対象書類の見直し

原則、各地方整備局等で発注する全ての工事（営繕工事、港湾工事、空港工事を除く）で、別添「工事書類簡素化一覧表（案）」（以下、簡素化一覧表（案）という）に基づき実施するものとする。

2. 工事打合簿等の電子化

各地方整備局等の一部の工事（各事務所1工事以上）を対象とし、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、段階確認簿、確認・立会願い、夜間・休日作業届けについて、別添様式により電子メールにて提出を行うものとする。

その際、提出者及び提出日時を確認するため、発注者はメールの画面コピーを保存するものとする。

第3 適用工事

平成18年4月1日以降契約を行う工事（営繕工事、港湾工事、空港工事を除く）を対象とする。

第4 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下〔 〕内の文章を記載するものとする。

（記載例）

第◇条 工事書類の簡素化の試行について

（目的）

1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。

（実施方法）

2. 試行は、別添「工事書類簡素化一覧表（案）」に基づき実施するものとする。

また、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、段階確認簿、確認・立会願い、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、別添様式に基づき、電子メールにて提出するものとする。

（その他）

3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

※下線部については、第2の2「工事打合簿等の電子化」の対象工事の場合、記載するものとする。

第5 その他

本試行により、書類等の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、各地方整備局等企画部等検査担当者（工事検査官等）に速やかに報告するものとする。

以上